

岐阜県試験研究機関開放試験室設置機器使用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、科学技術振興のため本県試験研究機関開放試験室に設置する機械器具等(以下「機器」という。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開放試験室名)

第2条 開放試験室の名称及び設置場所は、次の表のとおりとする。

名 称	設 置 場 所
新素材融合化開放試験室	岐阜県産業技術センター
複合材料開発支援共同研究室	岐阜県産業技術センター
レオロジー研究室	岐阜県産業技術センター
材料物性試験室	岐阜県産業技術センター
材料調整室	岐阜県産業技術センター
合成研究室	岐阜県産業技術センター
高分子加工実験室	岐阜県産業技術センター
繊維開放試験室	岐阜県産業技術センター
機能紙開放試験室	岐阜県産業技術センター
食品加工開放試験室	岐阜県産業技術センター
ものづくり試作開発支援センター	岐阜県機械材料研究所
情報技術開放試験室	岐阜県情報技術研究所
無機材料開放試験室	岐阜県セラミックス研究所
木製品開発支援開放試験室	岐阜県生活技術研究所

(使用期日等)

第3条 機器は、休日以外の日午前9時から午後4時までの時間で、試験研究業務に支障のない場合に使用できるものとする。ただし、試験研究機関の長(以下「機関長」という。)が必要と認めるときは、当該日及び時間を変更することができる。

(使用料)

第4条 機器の使用料は(以下「使用料」という。)は、別表のとおりとする。

(使用の申込)

第5条 機器を使用する者(以下「使用者」という。)は、開放試験室設置機器利用申込書(以下「申込書」という。)(別記第1-1号様式)を関係機関長に提出しなければならない。

(使用の承認)

第6条 機関長は前条の申込書を受理したときは、これに收受印を押印した上で審査し、使用を承認する場合は、別に定める承認印を押印して、そのコピーを申請者に交付する。担当職員は、申請者から当該コピーの提示を受けた上で、機器の使用を認める。承認できない場合は、開放試験室設置機器利用不承認通知書(別記第1-2号様式)により、その理由を付して申請者に通知するものとする。

2 機関長は、前項の承認をする場合において、必要があると認められるときは、条件を付すことができる。この場合、開放試験室設置機器の利用に係る条件付

承認書（別記第1－3号様式）により、条件の内容を明記するものとする。

（使用料の納付）

第7条 使用者は、機関長が発付する納入通知書により、第4条の使用料を納付しなければならない。

- 2 使用者は、納付した使用料の返還を請求することはできない。ただし、機関長がやむを得ない事情があると認める場合は、使用料の全部又は一部を返還することができる。

（機器使用后等の整理）

第8条 使用者は、機器の使用が終わり、又は使用を中止したときは、当該機器を使用前の状態に復すとともに、使用場所の整理清掃を行わなければならない。

（事故状況の報告）

第9条 使用者は、機器の使用中に事故等により当該機器若しくは他の機器又は建物施設（以下「機器等」という。）を損傷したときは、速やかに機関長に連絡するとともに、事故報告書（別記第2号様式）を提出し、その指示を受けなければならない。

（使用者の賠償責任）

第10条 機関長は前条の場合において、機器等の損傷が、使用者の責に帰すべき事由によるものと認めるときは、使用者に機器等の修理又は損害の補てんをさせなければならない。

- 2 前項により修理又は補てんした機器等は、機関長の検査を受けなければならない。

（使用の取り消し）

第11条 機関長は使用者が次の各号に該当するときは、使用の承認を取り消すことができる。

- （1）使用を承認された機器等を、善良な管理者の注意をもって使用しなかった場合
- （2）使用を承認された機器を使用目的以外に使用し、又は使用しようとした場合
- （3）この要綱、又はこれに基づく機関長の指示に従わない場合

（災害の補償）

第12条 機器使用中の災害については、使用者が属する関係団体又は使用者が対処し、使用者は県に対し、一切求償できないものとする。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年9月5日から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年4月2日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年11月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年9月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年9月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年11月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

岐阜県 機関長 様

会 社 名 _____
代表者職氏名 _____
住 所 〒 _____
電 話 番 号 _____
担当者職氏名 _____

開放試験室設置機器利用申込書

岐阜県試験研究機関開放試験室設置機器使用要綱に従い、下記のとおり申し込みます。

記

1. 利用目的

2. 開放試験室名

3. 利用機器名

4. 利用予定日時等

年 月 日 時 分 から
年 月 日 時 分 まで
件 測定

5. ※実際の利用日時等（職員が記入すること。）

年 月 日 時 分 から
年 月 日 時 分 まで
件 測定

6. ※利用料金（職員が記入すること。）

利 用 機 器 等	単 位	単 価	数 量	利用料金
合 計				

備考1 申請者は、※欄には記入しないでください。

2 機器使用中に機器等の損傷が使用者の責に帰すべき事由によるときは、使用者の責任において、機器等の修理又は損害の補てんをお願いします。

3 機器使用中の災害については、使用者が属する関係団体又は使用者が対処し、県は一切責任を負いません。

別記第 1 - 2 号様式 (第 6 条関係)

第 年 月 日 号

会社名
代表者職氏名 様

岐阜県 機関長

開放試験室設置機器利用不承認通知書

年 月 日付けで提出のあった開放試験室設置機器利用申込書を審査した結果、
下記の理由により不承認とします。

記

1. 申込内容

(1) 利用目的

(2) 開放試験室名

(3) 利用機器名

(4) 利用予定日時等

年 月 日 時 分 から
年 月 日 時 分 まで
件 測定

2. 不承認理由

別記第 1 - 3 号様式 (第 6 条関係)

第 年 月 日 号

会社名
代表者職氏名 様

岐阜県 機関長

開放試験室設置機器の利用に係る条件付承認書

年 月 日付けで提出のあった開放試験室設置機器利用申込書を審査した結果、
下記条件を付した上で承認します。

記

1. 申込内容

(1) 利用目的

(2) 開放試験室名

(3) 利用機器名

(4) 利用予定日時等

年	月	日	時	分	から
年	月	日	時	分	まで
件		測定			

2. 利用条件

別記第2号様式（第9条関係）

第 年 月 日 号

岐阜県 機関長 様

会 社 名 _____
代表者職氏名 _____
住 所 〒 _____
電 話 番 号 _____
担当者職氏名 _____

開放試験室設置機器事故報告書

開放試験室設置機器の事故状況について、下記のとおり報告します。

記

1. 事故日時 年 月 日 時 分 頃
2. 開放試験室名
3. 利用機器名
4. 損傷機器等名
5. 損傷の程度

6. 損傷の状況

別表（第4条関係）

研究所名	開放試験室名等	単位	使用料(円)
岐阜県産業技術センター	1 新素材融合化開放試験室		
	一 EPMA		
	1 SEM像観察（一箇所一枚の写真撮影を含む。）	1件1測定につき	3,760
	2 COM像観察（一箇所一枚の写真撮影を含む。）	1件1測定につき	3,760
	3 成分分析		
	一 定性	1件1測定につき	8,640
			ただし、1測定を超える場合は、1測定ごとに1,230円を加算する
	二 定量	1件1測定につき	8,640
			ただし、1測定を超える場合は、1測定ごとに1,230円を加算する
	2 複合材料開発支援共同研究室		
	一 熱分析測定装置	1時間につき	4,720
	二 熱溶融測定装置	1時間につき	3,030
	三 酸素イオン輸率測定装置	1時間につき	2,450
	四 微小高温X線回折装置	1時間につき	3,200
	五 ESCA	1件1測定につき	5,150
			ただし、1測定を超える場合は、1測定ごとに1,980円を加算する。
			深さ分析1測定を超える場合は、1測定ごとに3,530円を加算する。
六 GPC	1時間につき	9,350	
七 キャピラリーカラム用ガスクロマトグラフ	1時間につき	4,460	
3 レオロジー研究室			
一 混練性測定装置	1時間につき	2,990	
二 動的粘弾性測定装置（室温使用）	1件につき	3,160	
三 動的粘弾性測定装置（0℃以下の使用）	1件につき	8,890	
四 テーパー式摩擦試験器	1時間につき	2,760	
		ただし摩擦輪は、利用者持参のこと	
五 メルドインデクサー（室温使用）	1時間につき	450	

研究所名	開放試験室名等	単位	使用料(円)
	4 材料物性試験室		
	一 原子間力顕微鏡	1時間につき	4, 220
	二 万能試験機	1時間につき	420
	三 計装衝撃試験機	1時間につき	100
	四 硬度計	1時間につき	270
	5 材料調整室		
	一 表面改質装置	1時間につき	5, 470
	6 合成研究室		
	一 比表面積測定装置	1時間につき	1, 850
	二 細孔分布測定装置	1時間につき	3, 980
	7 高分子加工実験室		
	一 射出成型機	1時間につき	520
			ただし金型、樹脂は 利用者持参のこと
	8 繊維開放試験室		
	一 サンプル不織布機	1時間につき	1, 570
	二 収縮テスト用プレス機	1時間につき	400
	三 高温加工試験機	1時間につき	830
	四 高温高压染色機	1時間につき	430
	五 KES風合い計測システム	1時間につき	1, 910
	六 摩擦耐電圧測定器	1時間につき	240
	七 システム顕微鏡	1時間につき	410
	八 スプレードライヤー	1時間につき	2, 170
	九 精密迅速熱物性測定装置	1時間につき	1, 140
	十 デザインシステム	1時間につき	830
	十一 フーリエ変換赤外分光光度計	1時間につき	620
	十二 環境試験室	1時間につき	510
	十三 低温プラズマ装置	1時間につき	480
	十四 分光測色機	1時間につき	400
	十五 湿式ビーズミル	1時間につき	1, 750
	十六 高温高压液流染色機	1時間につき	430
	十七 連続式スチーマー	1時間につき	430
	十八 引張試験機	1時間につき	440
	十九 粉碎機	1時間につき	220
	二十 熔融紡糸装置	8時間につき	26, 600
	二十一 紡績・燃糸装置一式	1時間につき	300
	二十二 赤外線熱画像解析装置 (サーモグラフィ)	1時間につき	5, 220
	二十三 カーボンアーク耐光試験機	1時間につき	500
	二十四 中型恒温恒湿装置	1時間につき	320
	二十五 乾燥性試験機	1時間につき	50

研究所名	開放試験室名等	単位	使用料(円)
	二六 紫外可視近赤外分光光度計 (UVNIR)・ヘースメーター	1時間につき	1,070
	二七 走査型電子顕微鏡	1時間につき	5,000
	9 機能紙開放試験室		
	一 表面観察装置	1件につき	630
	二 吸油度試験機	1時間につき	100
	三 高圧破裂試験機	1時間につき	100
	四 抗張力試験機	1時間につき	100
	五 平滑度試験機	1時間につき	100
	六 引き裂き試験器	1時間につき	190
	七 耐折強さ試験器	1時間につき	150
	八 透気度試験器	1時間につき	160
	九 ろ水度試験器	1時間につき	340
	十 防炎度試験器	1時間につき	430
	十一 摩擦強さ試験器	1時間につき	200
	十二 試験用小型ビーター	1時間につき	410
	十三 バッチ式パルパー	1時間につき	790
	十四 タッチ手漉き装置	1時間につき	510
	十五 テストコーター装置	1時間につき	230
	十六 高圧プレス装置	1時間につき	220
	十七 裁断機	1時間につき	540
	十八 テーブルカレンダー	1時間につき	210
	十九 真空湿紙成型装置	1時間につき	730
	二十 吸水度試験器	1時間につき	190
	二十一 コーティングロッド	1時間につき	120
	二十二 縦型乾燥機	1時間につき	180
	二十三 X Yプロッター	1米につき	1,410
	二十四 試験用フラットスクリーン	1時間につき	530
	二十五 熱ロール	1時間につき	120
	二十六 pHメーター	1件につき	300
	二十七 光学顕微鏡装置	1件につき	280
	二十八 柔軟度試験器	1時間につき	190
	10 食品加工開放試験室		
	一 超純水製造器	1時間につき	100
	二 動物細胞培養器	1日につき	100
	三 マイクロプレートリーダー	1時間につき	100
	四 プロテインシーケンサー	1時間につき	100
	五 有機酸分析装置	1時間につき	100
	六 糖鎖分析装置	1時間につき	100
	七 生物発光測定装置	1時間につき	100
	八 微生物培養器	1日につき	100
	九 ジャーファーメンター	1日につき	110
	十 遠心機	1時間につき	120

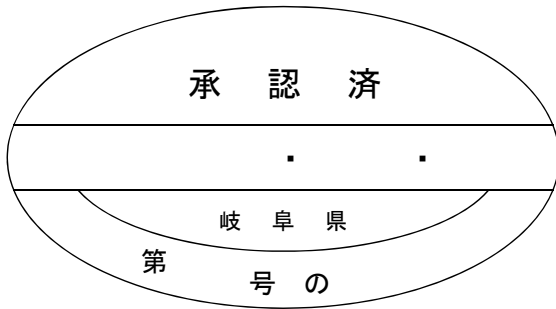
研究所名	開放試験室名等	単位	使用料(円)
	十一 粉末野菜製造システム	1時間につき	200
	十二 低温乾燥機	1時間につき	100
	十三 自動調理器	1時間につき	100
	十四 すり身製造装置一式	1回につき	100
	十五 ミートスライサー	1時間につき	100
	十六 缶詰機	1時間につき	100
	十七 オープン	1時間につき	120
	十八 蒸し器	1時間につき	180
	十九 薫煙機	1回につき	260
	二十 レトルト殺菌装置	1回につき	320
	二十一 真空凍結乾燥機	1時間につき	530
岐阜県機械材料研究所	1 ものづくり試作開発支援センター		
	一 光造形システム	1時間につき	100
	二 摩擦摩耗試験機	1時間につき	100
	三 表面構造解析顕微鏡	1時間につき	100
	四 硬さ試験機	1時間につき	240
	五 万能投影機	1時間につき	100
	六 摩耗(スガ式)	1時間につき	120
	七 グロー放電発光分光分析装置	1時間につき	1,580
	八 高周波スパッタリング装置	1時間につき	660
	九 マイクロエレメントモニタ	1時間につき	710
	十 金属顕微鏡	1時間につき	300
	十一 レーザー顕微鏡	1時間につき	1,410
	十二 スクラッチ試験	1時間につき	340
	十三 電子ビーム表面加工	1時間につき	1,310
	十四 弾性率測定装置	1時間につき	370
	十五 耐電圧・絶縁抵抗試験器	1時間につき	550
	十六 パワーアナライザ	1時間につき	550
	十七 低抵抗率計	1時間につき	560
	十八 高抵抗率計	1時間につき	560
岐阜県情報技術研究所	1 情報技術開放試験室		
	一 非接触3次元形状測定装置	1時間につき	280
	二 シールドルーム	1時間につき	160
	三 BWOミリ波分光電磁波吸収評価装置	1時間につき	1,520
	四 ネットワークアナライザ	1時間につき	330
	五 スペクトラムアナライザ	1時間につき	410
	六 デジタルオシロスコープ	1時間につき	100
	七 工作機械	1時間につき	560
	八 自動切削加工機	1時間につき	770
	九 可搬型非接触三次元計測システム	1時間につき	980

研究所名	開放試験室名等	単位	使用料(円)
岐阜県セラミックス研究所	1 無機材料開放試験室		
	一 供試体プレス成形機	1時間につき	100
	二 ジョークラッシャー	1時間につき	100
	三 ロールクラッシャー	1時間につき	100
	四 フレット	1時間につき	100
	五 真空土練機	1時間につき	120
	六 ボールミル	1時間につき	100
	七 ダイヤモンドカッター	1時間につき	400
	八 光学顕微鏡	1時間につき	190
	九 硬度計	1時間につき	100
	十 曲げ試験機	1時間につき	100
十一 マイクロ波ガス複合炉	1時間につき	1,590	
岐阜県生活技術研究所	1 木製品開発支援開放試験室		
	一 キセノン・ウエザー・メーター	1時間につき	1,190
	二 手押かな盤	1時間につき	570
	三 軸傾斜丸鋸盤	1時間につき	660
	四 自動鉋盤	1時間につき	1,130
	五 デジタルマイクロスコープ	1時間につき	360
	六 万能試験機	1時間につき	450
	七 レーザー変歪測定装置	1時間につき	350
	八 顕微フーリエ変換赤外分光光度計	1時間につき	640
	九 鉛筆硬度試験機	1時間につき	100
	十 ダブルチャンバー式環境試験室 (空調設備1機利用)	1時間につき	1,020
	十一 ダブルチャンバー式環境試験室 (空調設備2機利用)	1時間につき	1,150
	十二 落球式衝撃試験機	1時間につき	100
	十三 デュポン式衝撃試験機	1時間につき	100
	十四 恒温恒湿器	1時間につき	260
	十五 恒温器	1時間につき	100
	十六 含水率計	1時間につき	100
十七 音響特性評価装置	1日につき	3,740	

別紙（第6条関係）

要綱第6条に定める承認印は次のとおりとし、平成23年4月1日から使用する。

一 承認印



規格：回転印

書体：行書体

大きさ：28mm×42mmの楕円型